

V. スウェーデン

1. ボランティア活動に関する考え方

(1) ボランティア活動の定義

ボランティア活動に該当するスウェーデン語は”Frivilligt arbete”(自発的活動、自由意志による活動)である。ただし、スポーツクラブ、教会、政治活動、労働組合まで含む広い意味合いに解釈できる言葉である。スウェーデンでは、これらの自発的団体に加入して、ボランティア活動を行うのが一般的である。特に「社会的」ということに制限する場合は、”frivilligt socialt arbete”(自発的社会活動)という言葉が使われる。ボランティア(ボランティア活動をする人)は”frivilliga”と言う。

近年では組織に加入しないでボランティア活動(海外援助、エイズ予防、麻薬患者のケアなど)を行う人を英語からの外来語である”Volontär”を用いる場合もある。

ボランティア活動の定義としては、例えばボランティア・ビューロー(後述)のガイドラインⁱでは「ボランティア活動は無給で、余暇活動の一種である。ボランティア活動は労働法の適用を受けないが、差別法ⁱⁱの適用は受ける。ボランティアは常に自発的で、活動の法律的責任は負わない。」とされており、さらにボランティアの特徴は以下のとおりとしている。

- ・ ボランティアは現在も将来においても職員の代わりになるものではない。
- ・ 雇用と見なされないために、ボランティアに手当を与えてはならない。ただし必要経費の補償はすることができる。
- ・ ボランティアは雇用されているのではなく、自由意志に基づくものである。ボランティア活動が後に雇用に結びつくと思ってはならない。
- ・ ボランティア先にはボランティア活動に責任を持つ担当がいなければならない。
- ・ ボランティアは種々の理由によってボランティアを行うものであって、ボランティア、当事者および職員は十分なコミュニケーションがなければならない。
- ・ ボランティアは無給であっても、ボランティアを受け入れ、組織化することは費用がかかるものである。ボランティアを受け入れることによって費用が節約できるものではなく、業務の質の向上に貢献できる。
- ・ ボランティアは、研修あるいは年度ごとのパーティなどによって評価されるべきである。
- ・ ボランティアによって活動の多様性を得ることができる。
- ・ 当事者、職員およびボランティアには選択制がなければならない。

ⁱ Volontärbyrån, ”Rekommendationer och riktlinjer för volontärverksamheter”, 2003.

ⁱⁱ 差別禁止法(Prohibition of Discrimination Act (SFS 2003:307))等。性別、人種、性的指向、障害による差別は労働者でもボランティアでも禁止される。

- ・ ボランティア活動は安全でなければならない。ボランティアに対して職場の傷害保険および責任保険ⁱが結ばれているべきである。
- ・ ボランティア対策は、職場において関係者に十分知れ渡っていないなければならない。
- ・ 労働争議においては、ボランティアは職員の業務をしてはならない。

上記の内容の特徴として、雇用(労働)とは異なることを強調している点を指摘できる。スウェーデン社会においては労働の価値が重視されており、労働組合なども強力であることが、その背景にあると考えられる。

(2) ボランティア活動に対する考え方

スウェーデンはこれまでボランティア活動が盛んではない、あるいは NPO の姿がみあたらない、と評されてきたⁱⁱ。後述する「ヨーロッパ・ボランタリー・サービス」の参加窓口である(国の)青少年庁(Ungdomsstyrelsen)は、ボランティアの概念を関係団体に説明するのに時間がかかったとしているⁱⁱⁱ。

しかし、その一方でスウェーデンは「組織の国」と称され、住民の 9 割が何らかのボランティア組織に参加するなど、様々な活動への参加は活発である(後述)。上記認識とのギャップを理解するため、本項ではスウェーデンにおける「自発的活動」に関する歴史を概観するとともに、スウェーデンにおけるボランティア活動に対する考え方についてまとめた。

a) ボランティア活動に関する歴史

スウェーデンでは 19 世紀から、禁酒、自由教会、労働運動、生協運動など、相互扶助を強調する様々な社会運動が生じ、それらに関する様々な組織(労働組合、消費者協同組合等)が形成された^{iv}。こうした運動は“folkrorelse”(国民運動、市民運動、大衆運動)と呼ばれ、幅広く国民に浸透した。

第二次大戦後には福祉国家の発展に伴い、特に福祉分野においてこうした組織が担ってきた活動やサービスの多くは国や市^vに引き継がれた。さらに 20 世紀後半には障害者、女性、環境問題、移民などに関わる運動が活発となり、その成果は各分野における国の政策に取り入れられていった。そして、次の段階として、国家とそうした組織が友好的な連携関係を継続させながら(つまり政府と民間サイドが対立構造に陥らずに)、国家がその役割を引き継いだことが、スウェーデ

ⁱ 責任保険とは、ボランティアが活動先において物理的損害を与えた場合に支払われる保険。

ⁱⁱ 研究者の間でも近年まで類似の指摘がなされてきた。吉岡洋子「社会と関わる:NPO 論」(岡沢憲英・中間真一編『スウェーデン:自律社会を生きる人びと』2006 年) p.103。

ⁱⁱⁱ 平成 13 年度海外調査時の現地ヒアリングによる。

^{iv} 吉岡「社会と関わる」p.113、ヨハンナン・ストレイヤン「スウェーデン:労働市場への統合型社会的企業の登場」(C.ボルザガ・J.ドゥフルニ編、内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業(ソーシャルエンタープライズ)－雇用・福祉の EU サードセクター－』pp.296-297。

^v スウェーデンの基礎的自治体は「コミュン(kommun)」と呼ばれ、市町村の区別はない。本稿では「市」と表記する。

ンの特徴であった。すなわち、(再)分配を管理するのは国家であるが、こうした組織・団体が意見を集約し、その意見を反映させていく役割を担ってきた。このようなシステムは「コーポラティズム型」と呼ばれ、多様な団体と政治関係機関で交渉を行い、政策決定を行うのがスウェーデンにおける政策決定方式であったⁱ。また、国民運動に起源をもつこうした団体は、アンブレラ型構造、すなわち全国中央組織を有し、県レベル、市(地区)レベルの支部によりネットワーク化されているという特徴も持っている。ⁱⁱ

その結果、現在でもスウェーデンは「組織の国」と呼ばれるほど組織づくりが盛んな国であり、多くの国民が、共通の利益や関心事ごとに様々な組織をつくって活動を行っており、その活動内容は、政治、福祉、環境、生活関連のものから、趣味、スポーツ等に関するものまで多種多様となっている。

b) 間接ボランティアと直接ボランティア

組織づくりが盛んなことから、スウェーデンにおいては「間接ボランティア」が盛んである。「間接ボランティア」とは、組織の運営などに参加する形態であり、対人サービスなどのサービスを直接提供する「直接ボランティア」と区別されるものである。両者を区分して論じている、社会省(Socialdepartementet)の「自発的社会活動」調査(1993年)ⁱⁱⁱによると、活動内容として役員になるあるいは事務を助けるといった組織の内部援助を上げている人は65%に上る。次に多いのが、募金および研修などを手伝うこと(各30%)で、直接の対人援助は17%にとどまっている。

直接ボランティアが盛んでない理由は、スウェーデンでは公的サービスが充実しているため、直接ボランティアの活動の余地が少ない点が指摘できる(その背景には、上述したように、ボランティア活動として始まった事業が公的な事業になっていったという歴史がある)。同調査においては32のグループに分けてから、社会的自発組織とその他に分けている^{iv}が、社会的自発組織に限定すると、直接の対人援助は32%になり、全住民に換算するとおよそ6%にとどまる。一方、前述したように各種の団体や組織に参加している人は多く、こうした団体の運営に関して、間接ボランティアとして参加するケースが多い。

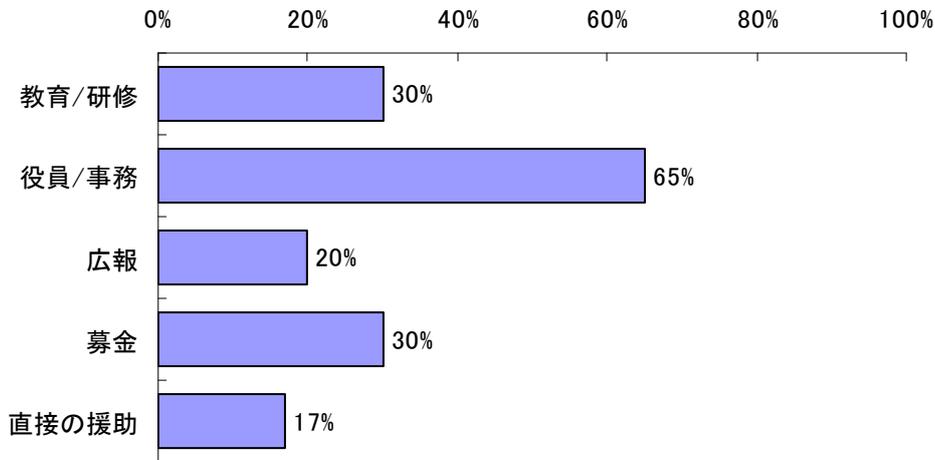
ⁱ 例えば、政策形成過程で、法案に関係する団体の意見を聴取する「レミス制度」がある。これは法案制定の際、案件に関係する利益団体などが「レミス文書」と呼ばれる質問書に回答することで意見を表明することができるものである。また、利益団体が自らレミス文書を要求することもできる。藤井威『スウェーデン・スペシャル[II]: 民主・中立国家への苦闘と成果』2002年、p.87、社会福祉・医療事業団『平成11年度海外の民間ボランティア活動に関する調査研究報告書』2000年、pp.221-222。

ⁱⁱ 吉岡「社会と関わる」p.115、ストルイヤン「スウェーデン」pp.297-298。-

ⁱⁱⁱ Socialdepartementet, "Frivilligt socialt arbete: Kartläggning och kunskapsöversikt", 1993 (SOU 1993:82), p.37。なお、この報告書の対象は自発的社会活動であるが、調査においては技術的に「社会的」に限定することは困難であるとして、自発的活動全般の調査を行っている。

^{iv} スウェーデンでもっとも普遍的な労働組合、消費者協同組合、スポーツ団体は「その他」に含まれている。

図表 3-5-1 ボランティア活動の内容

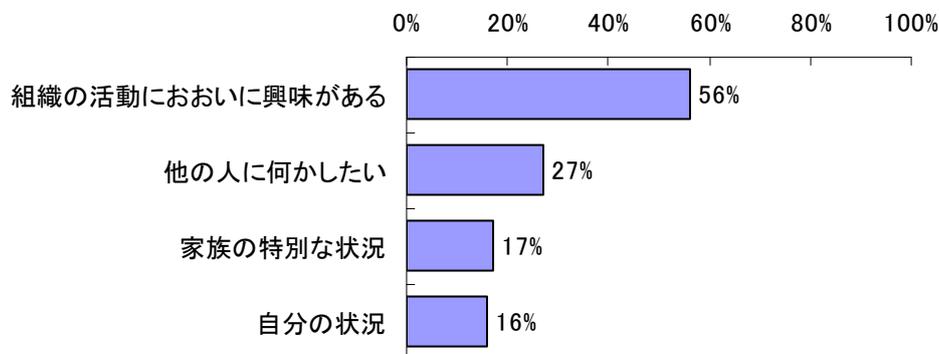


(資料) Socialdepartementet, "Frivilligt socialt arbete: Kartläggning och kunskapsöversikt", 1993 (SOU 1993:82), p.80 より作成.

c) ボランティア活動及びボランティア組織に対する考え方・捉え方

上述の「自発的社会活動調査」によると、ボランティア活動をする理由としても、もっとも多いのは「組織の活動におおいに興味がある」(56%)である。

図表 3-5-2 ボランティア活動をする理由



(資料) SOU 1993:82 "Frivilligt socialt arbete", p.89.より作成

間接ボランティアが多いことや、上記活動目的等から、スウェーデンにおけるボランティア活動は、自分のため、あるいは自分の所属するグループのため、仲間のため、という意識が強く、一種の余暇活動と捉える傾向が強いと言える。そして、こうした活動の舞台となる組織は基本的には当事者同士の組織であり、公益的というよりも共益的な志向を持ち、不特定多数の人のために活動するというよりは、メンバーや仲間のために活動する、という性格が強い。

しかも、スウェーデンでは特に福祉に関しては公的セクターが担うものという考えと同時に、プロ

フェッショナルが担うべきものという考え方が根強くⁱ、プロフェッショナルが担うべき活動が無償あるいは低賃金で行うことは容認され難い。

こうしたことが、スウェーデンにおいては「利他的」で「非営利」であることを想起させる「ボランティア活動」や「ボランティア組織」が盛んでないという評価につながっていると考えられる。

しかしながら、スウェーデンにおいては、自らが所属する組織のために、個人的な利益(金銭的報酬など)を目的としないで自発的に行う活動が活発であり、そうした組織が数多く設立されているのも事実である。そこで、「非営利」の概念をもう少し広く捉えること、すなわち”nonprofit”(利益の非分配)ではなく”not for profit”(営利を目的としないで社会的目的の実現を第一義とする)と捉えることによって、こうした活動や組織の実態を捉えようとする試みが、スウェーデンや EU レベルで盛んになっている。

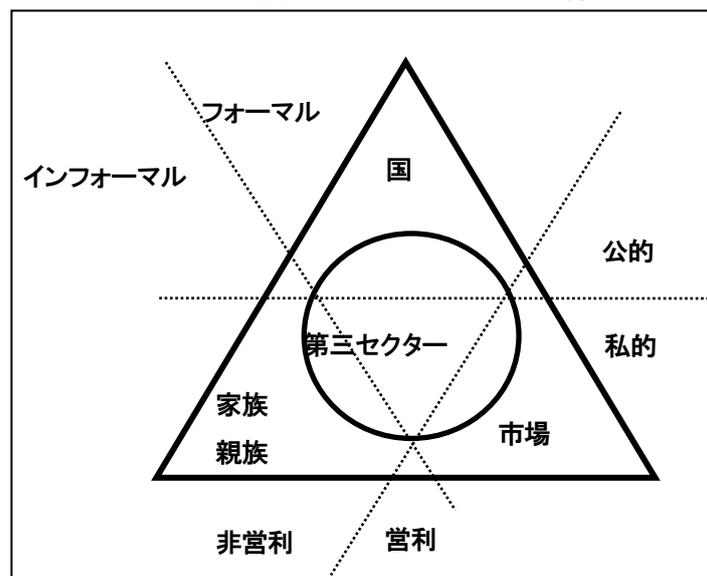
例えば、スウェーデンの政治学者であるペストフ(Victor Pestoff)は、福祉サービスの供給主体の分類を、実態に即して捉えるために「福祉トライアングルモデル」を提唱している。このモデルは「営利と非営利」「公と民」「フォーマルとインフォーマル」の三つの軸でサービス供給主体を分類するものである。図表 3-5-3 の点線が囲む逆三角形部分(民間・非営利・フォーマル)が狭義の NPO の定義と言える。スウェーデンでは狭義の NPO は少ないが、三角形の周辺領域(円の内側)に位置する組織(「混在組織」「第三セクター」「社会経済組織ⁱⁱ」「社会的企業」等と呼ばれる)は多いと考えられる。ⁱⁱⁱ

ⁱ 法的にも、社会福祉全般を規定する「社会サービス法 (Socialtjänstlag, SFS 2001:453)」に「社会委員会の業務実施のために、適当な教育および経験を持った職員がいなければならない」という規定がある (第 3 章第 3 条)。

ⁱⁱ 文化省 (Kulturdepartementet) の報告書では次のように定義している。「社会的経済とは、民主主義の価値に基づいて設立され、組織的には公的セクターから独立して第一次的に社会的目的のために組織化された活動である。この社会的および経済的活動は、主に協会、共同組合、財団法人および同様の結社において行われる。社会的経済における活動は、その目標は公益あるいは会員のためであって、利潤ではない」。Kulturdepartementet, “Social ekonomi”, 2000.

ⁱⁱⁱ 齊藤弥生「スウェーデンにおける介護サービス供給の多元化に関する研究—社会的企業と福祉トライアングルモデル—」(日本地域福祉学会『日本の地域福祉』2003 年第 17 巻) pp.25-26。

図表 3-5-3 ペストフの福祉トライアングルモデルと第三セクター



(資料) SOU 1993:82 "Frivilligt socialt arbete", p.37より作成

このモデルは社会省の報告書「自発的社会活動」ⁱでも用いられている。その上でこの報告書は、「自発的団体 (frivilliga organisationer)」を以下の要素を持つ団体と定義している。以下の定義が示すように、利益の非分配を条件としていないのが、スウェーデンの特色である。

- ・ 共通の考え、興味によって設立されている
- ・ 一種の公益性を持ち、何らかの組織を形成している
- ・ 行政機関の関与なしに設立、解散が出来る
- ・ 会員の自由意志による加入に基づく
- ・ 個人的な経済利益が目的でない

このように広く捉えた上で、ボランティア組織(自発的組織)の意義は例えば以下のように評価されている。ⁱⁱ

- ・ 個人および世帯に対してのサービスの供給
- ・ 団体の活動を通じた会員間のネットワーク形成によるソーシャル・キャピタルの供給
- ・ 活動を通して間接的民主主義を学ぶ民主主義の学校としての役割

そして、スウェーデンにおいてはボランティア活動は組織を通して行うのが一般的であるので、ボランティア論は(広義の)ボランティア組織論の中で議論されている。組織を通さないボランティ

ⁱ SOU 1993:82 *Frivilligt socialt arbete*, p.37.

ⁱⁱ Joachim Vogel, Erik Amnå, Ingrid Munck and Lars Häll, "Associational life in Sweden: General Welfare, Social Capital, Training in Democracy", Statistiska centralbyrån (Statistics Sweden), 2003

アであっても、後述するボランティアセンターのように組織論の中で議論される。

このようにスウェーデンでは無給のボランティアから様々な団体における有給のプロフェッショナルによる活動も含む理念的な活動は重要視されているが、その促進は団体の援助やボランティアがし易い方法論の開発を通して行われる。

青少年に対するボランティア活動の義務化は考えられておらず、ボランティアをした人を成績や雇用において優遇することも行われていない。

d) 近年の新たな潮流

国民運動以来の歴史から、当事者間の相互扶助的な活動が主だったスウェーデンでのボランティア活動だが、近年では新たな潮流も見ることができる。

それは第一に、特定の組織に所属しないでボランティア活動を行う事例が見られるようになってきたことである。こうした場合のボランティア活動者は後述するボランティア・センターやボランティア・ビューローを通じて、ボランティア活動の場を求める。

第二に、公的セクター以外による福祉サービスの提供が可能となりⁱ、民間企業とともに社会的企業等の広義のボランティア組織がサービス提供を行うことが可能になった。その中で特に注目されるのが、小規模事業者による当事者主体の福祉サービスであるⁱⁱ。こうしたサービスの利用者の家族らがボランティアで手伝いにくるといった動きが出てきている。

例えば、都市在住の外国人高齢者(フィンランド人、シリア人等)のための介護サービスや過疎地における独自の介護サービス等、行政には期待できない介護サービスを提供する当事者団体的な組織が登場し、こうしたサービスの利用者の家族や地域の人々が、掃除や庭の手入れ、入居者の話し相手などの手伝いに訪れている。既存の介護サービスであれば、公的セクターとその職員(プロフェッショナル)がサービスを担うものという考えが強く、素人が手伝いに来ることは少なかった。しかし、サービス提供主体が公的セクターから当事者団体的な組織になることで、介護サービスそのものはプロフェッショナルな職員が提供するものの、専門性が求められない周辺領域については、自由意志で関係者が動きやすくなったのである。

また、ボランティア活動に関する研究も盛んになってきている。90年代から自発的組織論、つまりは自発的な市民共同体の議論が盛んになり、1993年には当時の内務省は理念的セクター促進委員会を設置したⁱⁱⁱ。ボランティア活動の研究はこの時期にスタートしたものが多く。

こうした動きの背景として、第一に、EU加盟(1995年)の影響がある。上述の福祉サービスの公

ⁱ スウェーデンの福祉サービスは第二次世界大戦以降の福祉国家の拡大に伴い、市がその供給を一元的に担ってきた。しかし、1980年代に始まったニューパブリックマネジメント論や福祉ミックス論の影響を受け、さらに後述する1990年代初頭の保守系政権の登場やEUへの加盟により、福祉サービスの多元化が進むようになった。斉藤「スウェーデンにおける介護サービス供給の多元化に関する研究」p.23、斉藤弥生「スウェーデン」(萩原康生・松村祥子・宇佐見耕一・後藤玲子編集代表『世界の社会福祉年鑑2006』2006年)p.104。

ⁱⁱ 斉藤「スウェーデン」pp.131-134。

ⁱⁱⁱ この委員会は大臣を委員長とする16名の委員からなり、種々の理念的団体の発展を目的とした。この理念的活動は無給の自発的活動から、理念的団体における有給のプロによる活動も含むものである。政府はこのために1994年に2200万クローナ(約3億7400万円。1クローナ=17円で換算、以下同じ。)を予算化した。

的セクター以外への開放は、EU がそれを認めなかったことが背景にある。また、政府や市が助成を行わない団体や活動に対して、EU が直接助成金を出すことも出てきた。こうした積み重ねの結果、諸外国、特にアングロ・サクソンのボランティア観が流入していると言える。

第二に、保守系への政権交代である。1991年にそれまでの社民党政権(左派政権)が保守中道政権に代わり、「選択の自由革命」という標語で、民営化/民間委託を押し進めようとした(さらにこの時期、スウェーデンは経済不況に陥っておりⁱ、公的セクターの赤字も問題視され、この結果、公的セクターの予算も削減されていた)。その後の選挙で社民党政権に戻ったが、2006年の総選挙で12年ぶりに保守中道政権が誕生したⁱⁱ。社民党が「国民運動」の流れをその基盤とし、当事者運動を重視するのに対し、保守系の人々は任意の人、不特定多数を対象とした公益的な活動を志向し、アングロサクソン型の自由主義を好む傾向があり、保守政権への交代は英米的なボランティア概念の普及に影響を与えるとの指摘がある。

しかし、こうした新しい潮流が起きているものの、後述するボランティア・センターの設置が一部地域に限られ、その規模も小さいように、大きな動きにはなっていないのが現状である。そのため、スウェーデンのボランティア活動は、共益的なものを含めた大きな視野で捉える必要が引き続きあると言える。

2. ボランティア活動の現状

(1) ボランティア活動の実態

1) 活動者数

社会省が実施した「自発的社会活動調査」(1993年)によると、スウェーデン人(16~74歳)の48%が「最近1年間で少なくとも1度は自発的活動をしたことがある」と答えている。ⁱⁱⁱ

また、統計庁(Statistiska centralbyrån)が実施した「国民生活調査」の一環として行った調査(2000年)^{iv}によると、各種のボランティア組織^vのメンバーとなっている住民(16~84歳)は90.2%、4つ以上のボランティア組織のメンバーとなっている住民は25.1%に上る。ただし、1992年の同調査よりそれぞれ1.7ポイント及び5.1ポイント低下している。

属性別にみると、年齢別では16-24歳が77%、75-84歳が80%とやや低い。男女別では男性が92%、女性が89%で、やや女性が低い。社会階層別では学生(75%)が、教育水準別では初等教育卒(81%)が、可処分所得別では低所得層(81%)が、国籍別では外国人(59%)が比較的低いのが特徴である。政府の別の報告書では、ボランティア活動への参加は他の分野におけ

ⁱ 藤井威『スウェーデン・スペシャル [I] : 高福祉高負担政策の背景と現状』2002年、pp.114-119。

ⁱⁱ 斉藤「スウェーデン」p.100。

ⁱⁱⁱ SOU 1993:82 "Frivilligt socialt arbete".

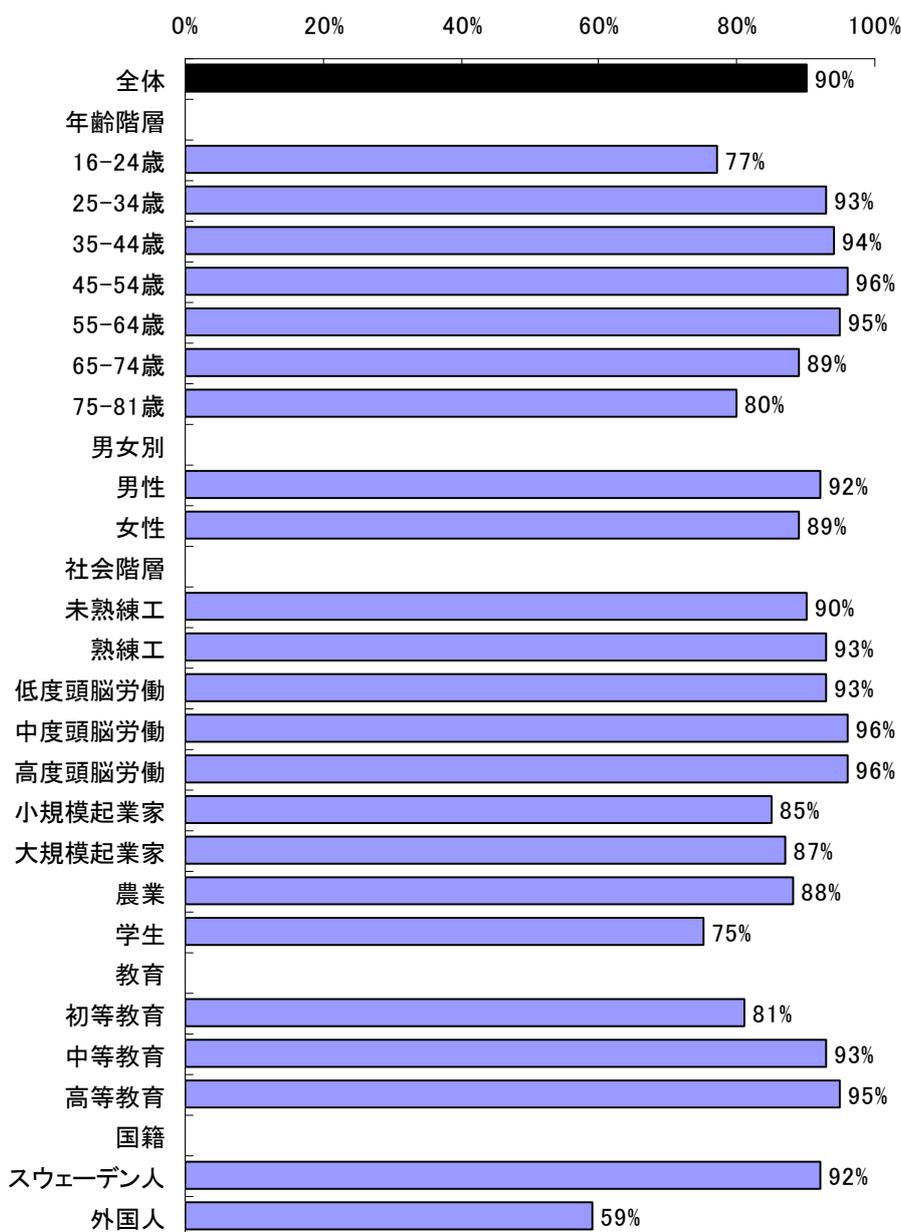
^{iv} Vogel, Amnå, Munck and Häll, "Associational life in Sweden".

^v 政党、労働組合からスポーツ団体、障害者団体などまで含む。詳しくは後述。

る資源の欠如を補完するものではなく、反対に資源のある人々がより多く活動に参加していると指摘しているⁱが、比率の相違は外国人以外は大きいものではなく、あらゆる階層でボランティア組織への加入が盛んであるとも言える。

また、各種ボランティア組織の活動に積極的に参加しているのは44.2%、組織の役員は26.9%、会議で発言したことがあるのは50.9%であり、消極的に組織に参加するだけにはとどまらず、積極的に活動に参加する人も多い。

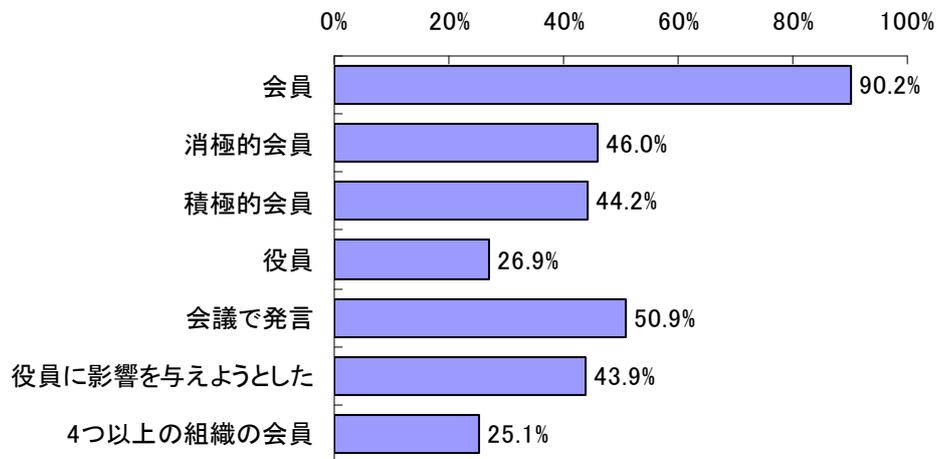
図表 3-5-4 属性別 ボランティア組織への加入割合



(資料) Vogel, Amnå, Munck and Häll, “Associational life in Sweden”, 2003, p.19 より作成.

ⁱ SOU 2000:1 ”En uthållig demokrati! - Politik för folkstyrelse på 2000-talet”, 2000.

図表 3-5-5 ボランティア組織への加入・活動参加状況



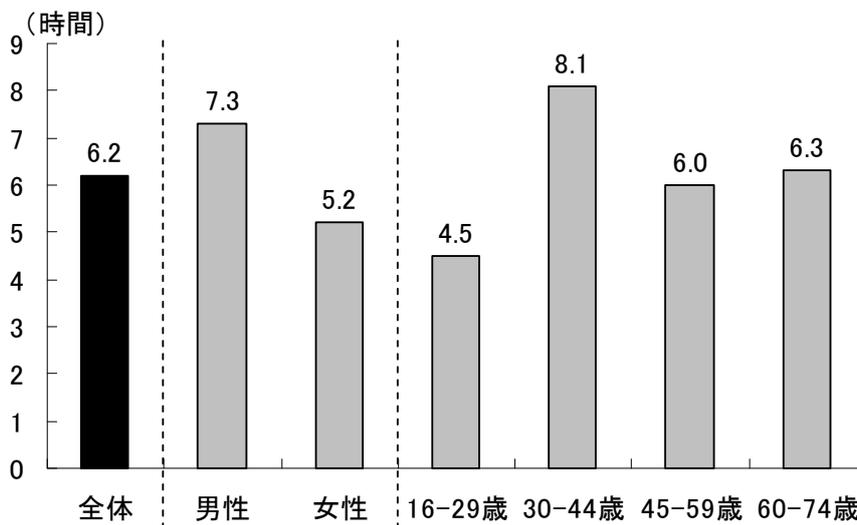
(資料) Vogel, Amnå, Munck and Häll, “Associational life in Sweden”, 2003, p.5 より作成.

2) 活動時間

一月あたりのボランティア時間については、1993 年の「自発的社会活動調査」では平均 6.2 時間である。

属性別に見ると、男性(7.3 時間)が女性(5.2 時間)よりも長い。年齢階層別では 30-44 歳(8.1 時間)が長く、16-29 歳(4.5 時間)は短い。

図表 3-5-6 性別・年齢階層別 一月当たり自発的活動時間



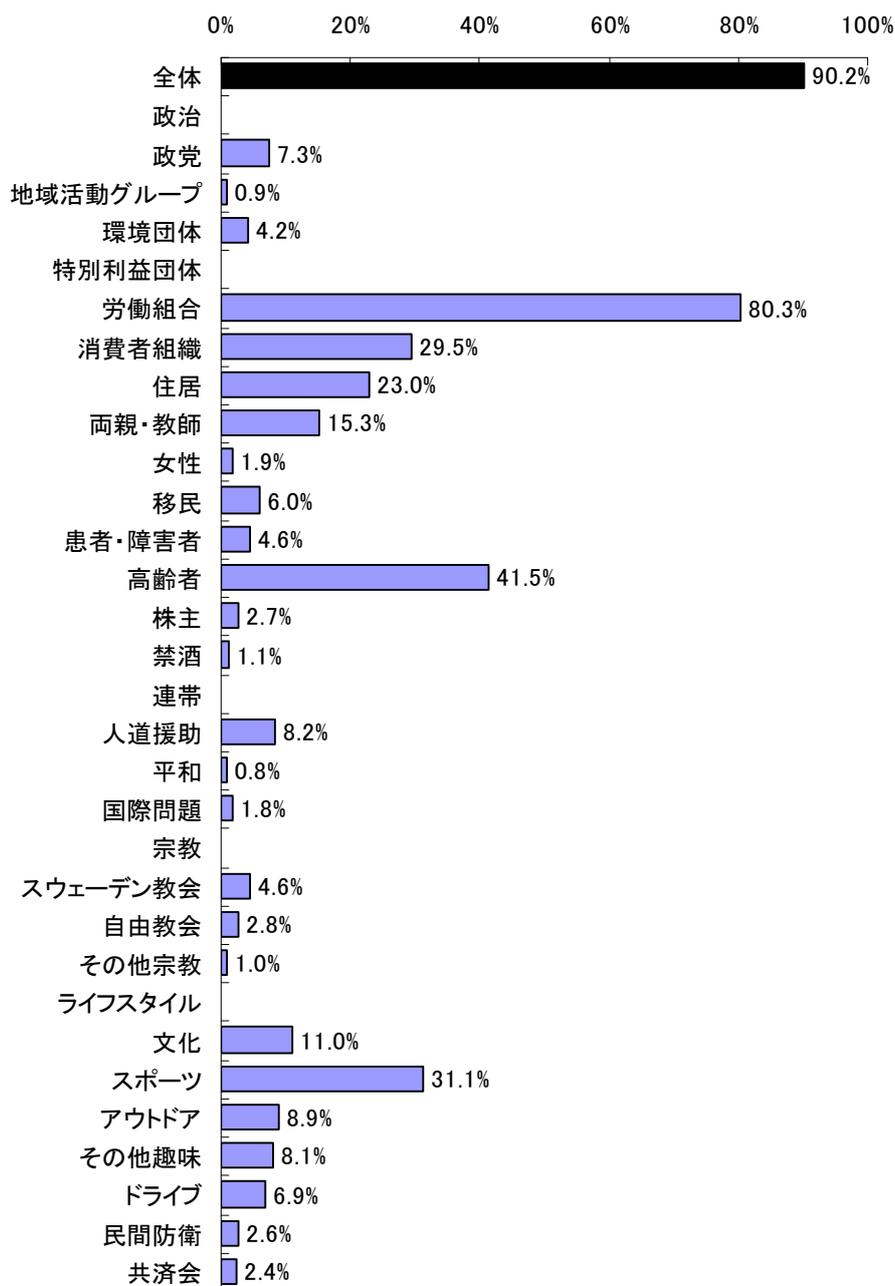
(資料) SOU 1993:82 “Frivilligt socialt arbete”, p.301 より作成.

ⁱ SOU 1993:82 “Frivilligt socialt arbete”.

3) 活動分野

組織の分野別に加入割合をみると、労働組合(80.3%)、高齢者団体(41.5%)、スポーツ団体(31.1%)の加入率が高い。また、積極的に活動を行っている人の割合は、スポーツ団体(16.6%)、労働組合(7.3%)、文化団体(5.5%)、住居団体(5.3%)などで高くなっている。

図表 3-5-7 分野別 ボランティア組織への加入割合



(資料) Vogel, Amnå, Munck and Häll, “Associational life in Sweden”, 2003, p.8 より作成.

ⁱ Vogel, Amnå, Munck and Häll, “Associational life in Sweden”.

(2) NPO 等の団体について

1) 法人形態

スウェーデンの法人組織は①団体法人 (föreningar)、②財団法人 (stiftelse)、③株式会社 (aktie bolag)、④有限会社 (handels bolag)、⑤個人会社 (enskild bolag) に分けられる。非営利組織は一般に団体法人か財団である。

団体法人は、特定の個人や法人が、共通目的のために組織する制度的枠組みのことであり、一定の構成員により民主的に運営されることが期待されているものである。また、団体法人は経済的団体法人 (ekonomisk föreningar) と理念的団体法人 (ideella föreningar) とに分けられる。

経済的団体法人は、会員の経済的利益を求めるものである。設立には最低 3 人の同意書が必要であり、団体の活動目的や活動内容は特許登録庁に法人登録される。

理念的団体法人は、会員の理念的目的を遂行するための団体で、文化やスポーツ活動を行う団体、宗教団体、政治団体、労働組合、経営者団体、環境団体、移民者団体、障害者団体、高齢者団体等がこれに相当する。団体登録をする必要はないが、登録して団体番号を国税庁からもらわなければ口座も開けず、活動上不都合なため、登録されている場合が多い。

2) NPO 等の団体数ⁱⁱ

NPO 等の団体数は、総数で約 184,000 と推計されている。なお、これはボランティア活動を行っている可能性のある非営利組織の総数の推計値であるⁱⁱⁱ。

図表 3-5-9 スウェーデンの非営利組織数 <1992 年(推計値)>

分類	属性等	組織数	割合
A 大非営利組織	雇用者20人以上のもの。「経済的に活動性あり」とみなされている。	700	0.4%
B 中非営利組織	雇用者20人以下、または、TLTが20万SEK超のもの。「経済的に活動性あり」とみなされている。	25,827	14.0%
C 小非営利組織	雇用者なしで、TLTが20万SEK以下のもの。「経済的に活動性なし」とみなされている。	83,344	45.2%
D 大利益団体	雇用者20人以上のもの。「経済的に活動性あり」とみなされている。	2,128	1.2%
E 小利益団体	雇用者20人以下で、TLTが20万SEK以下のもの。「経済的に活動性なし」とみなされている。	14,295	7.8%
F 非登録組織	—	58,000	31.5%
計		184,294	100.0%

(注 1) TLT=「付加価値課税の対象となる年間総売上額」、SEK=スウェーデンクローネ

(注 2) A～E はスウェーデン団体登録簿[CFAR]にあるもの。F は概算で推計されたものだが、創設する際に有限責任を負う法的地位を得ているもの。

(注 3) C のうち、68.8% は理念的団体法人、16.3% 財団、14.9% 協同保有組織として登録されているもの。

(注 4) 割合は少数第2位以下四捨五入に付き、合計は必ずしも 100% とならない。

(原資料) Tommy Lundström and Filip Wijkström, “The Nonprofit Sector In Sweden”, 1997.

(資料) 社会福祉・医療事業団『平成 11 年度海外の民間ボランティア活動に関する調査研究報告書』2000 年

ⁱ 社会福祉・医療事業団『平成 12 年度 海外の民間ボランティア活動に関する調査研究報告書』p.37

ⁱⁱ 社会福祉・医療事業団『平成 11 年度海外の民間ボランティア活動に関する調査研究報告書』pp.211, 224-225.

ⁱⁱⁱ Tommy Lundström and Filip Wijkström, “The Nonprofit Sector In Sweden”, 1997.

3) 全国的な組織の特徴

1993年に発行された政府の「自発的社会的活動」報告書では、理念的団体の中でも社会的自発活動を行っている組織に焦点が当てられ、次の条件に合う団体が調査対象とされた。ⁱⁱ

- 自発的な会員組織であること
- 個人の利益追求ではないこと
- 行政からの関与なしに設立、解散できること
- 第1次的活動が社会的活動であること
- 最低千人の会員を持ち全国的に散らばっていること

この結果、56の全国組織が選ばれ、さらにいくつかの移民団体およびスウェーデン教会も含めて調査対象となった。これらの組織は以下の分野に分けられる(括弧内はその数ⁱⁱⁱ)。

- 障害者、当事者団体(23)
- 宗教団体(10)
- 人道援助団体(8)
- 移民団体(3)
- 高齢者団体(2)
- 親の会(2)
- 禁酒団体(2)
- 女性団体(1)
- その他(6)

これらの組織は、直接の援助が第1次的目的であるが、その対象は組織の会員とその他一般であると答えているのが約半分で、組織の会員のみが3分に1になる。後者は障害者団体、高齢者団体などである。人道援助を行っているいくつかの団体のみが、その活動の対象を一般であると答えている。

組織の財政を見てみると、総収入の3分の2以上が公的補助で、上記組織の95%が国から、95%が県から、90%が市から、補助を得ている。11組織が行政からの補助が予算の90%以上で、行政からの補助が25%以下であるのはわずか4分の1である。またこれらの組織の4割が財団法人を持って、施設の運営などからの収入も得ている。

これらの団体に雇用されて社会活動を行っている人も多い。直接の社会的活動を行っているのは、住民比で3%、積極的に活動している会員は月当たり平均して13時間である。これらの組織における社会的なボランティア活動はおよそ1万人の職員に相当するといわれ、さらにスウェーデン教会で4千人、上記の団体で4400人の(ボランティアとは呼ばれない)職員を含めれば、

ⁱ SOU1993:82 "Frivilligt socialt arbete".

ⁱⁱ SOU1993:82 "Frivilligt socialt arbete".

ⁱⁱⁱ あくまでも全国組織の数であり、地方会員団体の数ではないことに注意する必要がある。

およそ 18,000 人に相当する人がボランティア組織を通して社会活動を行っている。行政機関で働いているソーシャルワーカー、カウンセラーをあわせて 13,000 人であるといわれているので、これらのボランティア団体を通じた活動の方が大きいことになる。

図表 3-5-10 スウェーデンの全国的組織の概要

	住民数に対する会員割合(%)	会員の中で活動に参加している割合(%)	会員の中で活動に参加している人数	職員数	職員の中で、社会活動を行っている人数
障害者/当事者団体	6	18	42,000	1,800	1,000
高齢者団体	8	24	30,000	100	100
親の会	5	14	-	40	-
移民団体	3	30	4,000	200	100
人道援助団体	8	10	21,000	900	300
スウェーデン教会以外の宗教団体	5	40	52,000	4,900	2,000
その他の宗教団体	3	10	2,000	1,100	500
禁酒運動組織	0.5	19	-	100	-
その他	0.5	30	-	700	400

(資料) SOU 1993:82 "Frivilligt socialt arbete", p.113, p.115 より作成.

3. ボランティア活動に関する制度の概要

(1) 法律

ボランティア活動全般に関する法律はない。

経済的団体法人は経済的団体法人法(Lag om ekonomiska föreningar)の適用を受ける。理念的団体法人に関しては法律は存在しないⁱが、経済的団体に準ずると見なされている。

(2) 所轄・担当機関、関連機関

国民運動全般の担当省庁は統合・男女平等省(Integrations- och jämställdhetsdepartementet)であるⁱⁱ。その活動内容は以下の通りであるⁱⁱⁱ。

- 国民運動及び団体の一般条件
- 国民運動・NPO への補助金に関する一般的事項
- 当該セクターと政府・政府関係機関との対話
- 団体、国民運動及びその活動に関する統計・調査・研究

ⁱ SOU 1993:82 "Frivilligt socialt arbete".

ⁱⁱ 政権の交代により、2007 年から文化省から移管された。

ⁱⁱⁱ スウェーデン政府ウェブサイト(<http://www.sweden.gov.se/sb/d/2149/a/15511;jsessionid=alGP3bL7Q3Pg>)

組織の種類により、補助金を出すなどの直接の担当省庁は異なっている。たとえば青少年団体に補助金を出すのは青少年庁、文化団体には文化省か文化庁、社会活動面における団体に補助金を出すのは社会省か社会庁であるⁱ。

なお社会庁(Socialstyrelsen)では以前から社会的活動を行う団体に補助金を支給していたが、2001年にボランティア活動研究、補助金支給を行うセクション「自発的社会活動および組織補助事務局(SoFri: Sekretariatet för frivilligt socialt arbete och organisationsbidrag)」ⁱⁱが創設された。目的はボランティア活動における社会庁の役割および援助を発展させることである。具体的には現在の補助金システムの発展、ボランティア団体の経験、知識を利用する方法論の開発、ボランティア団体と共に活動の発展のイニシアチブを取ることなどである。

4. 公的制度による施策・事業

(1) 学校で実施される労働体験プログラム

ボランティア活動に関するプログラムは学校では実施されていない。ここでは類似する活動として、職業や労働を体験するプログラムについて紹介する。

1) PRAO(労働生活実習)

PRAO(Prastisk Arbetslivs Orientering)とは、基礎学校8~9年生(日本の中学2~3年生に相当)頃に行われる、職業体験プログラムである。

a) 制度の概要

学習指導要領の「学校と周囲の環境」という章において、生徒が自分の将来の選択のために、知識と経験を獲得できるよう、学校は努力すべきであるとの目標が掲げられているⁱⁱⁱ。PRAOはこの規定に基づき、実施されている。

PRAOはかつては義務であり、そのための時間が学習指導要領にも定められていた。しかし、現在の学習指導要領^{iv}においては、前述のような曖昧な記述に変わり、PRAOは義務ではなくなった^v。

現在の規定では各科目に割り振るべき時間の他に、学校の裁量で決められる時間を9年間で

ⁱ スウェーデンの中央政府の行政組織は、政府事務局と中央行政庁からなる。政府事務局を構成する各省は担当分野の企画立案業務のみを行い、許認可などの行政執行を担当するのは中央行政庁である。藤井『スウェーデン・スペシャル[II]』pp.188-191。

ⁱⁱ 社会庁ウェブサイト(http://www.socialstyrelsen.se/Om_Sos/organisation/Socialtjanst/Enheter/SoFri/)

ⁱⁱⁱ Ministry of Education and Science in Sweden and National Agency for Education, “Curriculum for the compulsory school system, the pre-school class and the leisure-time centre (Lpo 94)”, pp.15-16.

^{iv} 1994年に国会で可決、1995年に施行。

^v 1990年代は地方分権の考えが強く、教育の主体は国から市に移り、市の自治裁量権が増えている。学習指導要領は目標だけ設定すれば十分と考えられた。

600 時間と定めており、この時間に PRAO が実施されることになる。PRAO はその実施の可否だけでなく、その内容や手法についても、各校の裁量で決定される。

b) 活動の概要

PRAO の内容は各学校により異なるが、概ね以下の通りとなっている。

PRAO は 8 年生と 9 年生時にそれぞれ 1～2 週間程度実施される。

活動前の準備として、まず社会科において労働組合の役割や労働環境、どのような会社があるかについて勉強する。また体験中の日記をつけることや、労働や賃金に関する宿題が、スウェーデン語や社会科の教科担当の教師から課せられる場合もある。

PRAO 期間中は、学校の授業はない。ただし、PRAO を希望しない生徒は、PRAO の代わりに学校で授業を受けなければならないⁱ。

受入れ企業側はそれぞれ担当者を決め、その担当者が生徒に対する評価を行い、学校に報告する。また、教師が体験中の生徒を訪問して、クラスで報告することもある。こうすることで、クラス中の生徒がいろいろな職業を知ることができる。

なお、生徒が職場に行く交通費は学校の負担となる。

c) 職場の選び方

体験する職場については、各校の進路指導カウンセラーや職業指導カウンセラーⁱⁱが、生徒本人がどんなことに興味があるか相談しながら決める。これらのカウンセラーは地域の様々な職場とコンタクトを持っている場合が多い。

<ゲーブエンゲン学校とホーカルエンゲン学校（ストックホルム市近郊）の事例>ⁱⁱⁱ

近隣にある 13 校で PRAO の受入れ先についてのデータベースを整備している^{iv}。この 13 校は PRAO の時期が重ならないように調整し、各校の PRAO 参加者数(100 名程度)にあわせて、参加者分の職場をリストアップする。この中から生徒が職場を選ぶ。

職場はホテル、レストラン、小売店が多く、この他、薬局、建築現場、事務所、医療機関、幼児教育、郵便局などもある。学校で先生の代わりにする(例えば体操を教える)という場合もある。ただし、両親の職場で働くことは避けるようにしている。また、生徒が自分で新聞編集やテレビ局などの職場を探して受入れの交渉を行う場合もある。こうした場合もカウンセラーが相談にのることになる。

ⁱ それまで授業を休んでいた生徒が、PRAO 期間中に特別授業を受けたり、外国から来ている生徒が、PRAO とスウェーデン語の勉強を同時に受けることもある。

ⁱⁱ 進路指導カウンセラーおよび職業指導カウンセラー業務につく人を置くことは基礎学校の義務である。しかしカウンセラーが学校にいる必要はなく、民間にそのような業務を委託することも可能である。カウンセラーはパートタイムの場合もフルタイムの場合もある。また、学校内で他の仕事を兼任していることもある。

ⁱⁱⁱ 平成 13 年度海外調査時点の現地ヒアリングより。

^{iv} データベースの管理責任者(進路指導カウンセラーと兼任)には 1 年あたり 1 校 7,000～8,000 クローナ(約 119,000～136,000 円)を人件費として支払っている。

8年生と9年生では違った職場にするよう指導している。

d) PRAO の意義

生徒にとっては、労働体験によって、働くことがどういうことかを理解し、視野を広げることができるようになる。そのため、将来の職業選択の参考になるだけでなく、学校での勉強が将来の職業にとって必要であることがわかり、勉強の意義が明確になる。

もっとも、個々の生徒の受け止め方は様々で、働くことに喜びを見いだす生徒もいれば、その仕事がつまらないと思う生徒や、高校進学に必要なではない PRAO に消極的な生徒もいる。

一方、生徒を受入れるかどうかは職場の自由意志による。しかも各職場に対して、学校や市からの補助はない。しかし、職場側は PRAO には好意的で、積極的に受けいれている。スウェーデン使用者連盟(雇用者側の団体)は 2007 年 2 月、PRAO および実習について会社、学校、生徒向けの案内書や良い例を広めるための報告書を発行するⁱなど、PRAO を推進する立場を取っている。特に、製造業や建設業のように、若年層の労働力確保に苦勞している職場においては、その職業に興味を持ってもらえるきっかけとなるため、受入れに積極的である。

ただし、職場によっては、生徒を労働力の一部と考えているところもあるので、学校側が注意を払う必要がある。職場においては労働環境法が適用され、悪質な職場であれば、学校の責任で生徒を引き上げさせる。

e) リスク対策

すべての生徒は学童保険に入っており、PRAO 活動中の損害(生徒が与えた損害も、生徒が被った損害も含む)についても、この保険が適用される。なお、コストは市が負担している。

ただし、生徒が意図的に起こした損害(職場の商品を持ち出すなど)については、その生徒の家族が補償しなければならない。

f) 活動結果の評価

PRAO は教育の一部であり、生徒は労働力ではない。そのため報酬はない。

PRAO で体験した職業については、証明書を発行する学校もあり、夏のアルバイトを捜すには役に立つと考えられる。しかし、高校進学の評価には含まれない。

g) 課題と今後の PRAO

義務でなくなったため、現状では PRAO を実施している学校は少なく、時間も短くなっている。

この背景として次の点が指摘できる。第一に、スウェーデン語、英語、数学などが重視されるようになってきている。第二に、一部の雇用主は PRAO の目的を十分理解しておらず、単に生徒に掃

ⁱ スウェーデン使用者連盟(Svenskt Näringsliv)ウェブサイト
(http://www.svensktnaringsliv.se/skola/i_praktiken/article24825.ece)

除をさせる職場や、学童のための労働環境の規定が守れない職場があるⁱ。第三に、PRAO は学校の職業進路カウンセラーの担当であることが普通で、学校における他の科目との連携が不十分なため、PRAO の目的が関係者に十分認識されていない。第四に、一部の市では伝統的な PRAO を廃止して、労働市場および職業の理解のため PRAO 以外の独自のプログラムに力を入れられるようになっており、例えば、算数などの科目で実際に銀行を訪問したり、あるいは会社の人事担当者が学校を訪問して、実際の職員採用を試してみたりといった取り組みが行われているⁱⁱ。

(2) 欧州委員会による活動

1) ヨーロピアン・ボランタリー・サービス

ヨーロッパ・ボランタリー・サービス (European Voluntary Service) とは、非公式な教育面での国際的活動を通じて若者の (社会的な) 流動性を促進するために欧州委員会が実施している「YOUTH プログラム」の一環として実施されているものであるⁱⁱⁱ。本項では、主にスウェーデンにおける実施状況を中心に概説する。

この活動の対象は 18 歳から 25 歳までの青少年で、その期間は 2 ヶ月から 12 ヶ月である。2006 年度に送り込んだボランティアは 96 人で、女性が 68%、男性が 32% である^{iv}。

a) 国の役割

スウェーデン国内では青少年庁がコーディネーターとして、欧州委員会と受入れ機関や参加者の間に立って各種情報提供や調整、活動の評価、出発前の研修を実施する^v。欧州委員会からの補助金も、青少年庁を通じて配分される。

b) 送りこみ団体

スウェーデンの送りこみ団体は市が最も多い。他に、キリスト教の教会、市が所管する青少年のための余暇センター、文化団体などがある。

スウェーデンが送り込んでいる活動としては、老人ホーム、子どもの世話、障害者ケア、ホームレスの手伝い、川の清掃、熊の保護、受入国における青少年に対する広報活動、青少年支援の準備の手伝い、フェア・トレード団体などがある。スポーツ関係は少ない。

ⁱ 労働環境庁では、PRAO および実習中の労働環境について案内書を出している。Arbetsmiljöverket, "Arbetsmiljön för elever på praktik" 2006.

ⁱⁱ Dagens nyheter, "Fler och fler kommuner på väg att avskaffa praon", 2006-10-21.

ⁱⁱⁱ 欧州委員会ウェブサイト (http://ec.europa.eu/youth/program/sos/vh_evs_en.html)

^{iv} Ungdomsstyrelsen, "Årsredovisning 2006", 2007

^v Directorate General Education and Culture of the European Commission, "Youth Programme Users' Guide", p.7, p.32.

c) 受入れ団体

スウェーデンの受入れ団体は、まず受入れ団体となるための申請書を青少年庁に提出する。業務の内容、所在地、ヨーロッパ・ボランタリー・サービスで行うプログラムのスケジュール、食事や住居、言葉の研修をどうするかなどについて青少年庁および欧州委員会が審査し、問題がなければ受入れ団体としてデータベースに登録される。

2006年のスウェーデン国内への受入れ数は12人に留まっているⁱ。

d) 費用負担

欧州委員会から支給される補助金は、その多くが定額補助である。そのため、住宅費も交通費も高いスウェーデンの場合、差額は受入れ団体が出さなければならない。

欧州委員会からの補助金は青少年庁を通じて支給されるが、青少年庁独自の補助金はない。

e) リスク対策

スウェーデンから送られるボランティアの場合、スウェーデンの社会保険が受入れ先の国でも適用される。

f) 活動結果の評価

参加者には、当プログラムに参加したことを示す証明書が欧州委員会ないし送り出した国の担当官庁から発行されるⁱⁱ。

g) 活動に対する評価方法

参加者がボランティア活動から戻ってきたときに、彼らの経験を他の青少年に話してもらう機会を設けている。これは単に本人が参加するだけでなく、その経験をフィードバックすることが重要だとの考えに基づく。

5. 民間による施策・事業

スウェーデンでは、青少年の自主的な募金活動が広く行われている。本節では、青少年が働いたり募金活動をすることでお金を集め、それをまとめて寄付する活動を紹介する。

(1) 生徒会による活動

1) 生徒会連合会の概要

ⁱ Ungdomsstyrelsen, “Årsredovisning 2006”, 2007

ⁱⁱ 欧州委員会ウェブサイト (http://ec.europa.eu/youth/program/sos/vh_faq_en.html)。

a) 経緯と目的

生徒会連合会 (Elevorganisation i Sverige) はスウェーデンの中学・高校 300 校の生徒会が参加する連合組織で、1982 年に 2 つの組織が合併してできた。生徒会連合会は生徒には共通した問題があるという認識の下、それを改善するために設立され生徒の労働組合として機能している。

b) 活動内容

生徒会連合会は、教育科学大臣と面会したり、教育行政の審議会のメンバーになることで、教育行政に影響力を及ぼしている。これは、生徒の参加が国によって認められ、保証されているからである。学習指導要領においても学校で生徒が民主主義的な形式で影響力を行使できなければならない旨、記されているⁱ。

生徒会連合会の活動は他に、各校の生徒会役員の教育(研修の実施等)、校内に問題児のいる生徒会に対する支援(学校庁に手紙を出す等)などがある。こうした活動を実施するために、有給スタッフを雇用している。

c) 収入

収入の多くは、学校庁、政府の遺族基金、国際的な NGO (セイブ・ザ・チルドレン等) などからの補助金である。また、各校の生徒会からは、個人会費や学校会費などを徴収する。

また、研修を行う場合は研修費を、会長らが講演をする場合は講演費を徴収する。

2) オペレーション・ア・デイズ・ワーク

オペレーション・ア・デイズ・ワーク (Operation Dagsverke、英語名 Operation A Day's Work) とは、生徒が働いて集めた募金を途上国の子ども達のために寄付をする活動で、生徒会連合会が主催している。

a) 活動目的

「生徒が生徒を助ける」が基本目的で、途上国の教育分野に関するプロジェクトに寄付行為を行う。

寄付の相手先は、途上国においてプロジェクトを実施しているスウェーデン国内の援助団体である。毎年、援助団体からの申請を受けて、生徒会連合会の総会で援助先を決定する(毎年異なるプロジェクトを選定する)。

選定条件は以下の 4 点である。

- 教育分野
- 青少年が対象
- 地域に根ざしている

ⁱ Ministry of Education and Science in Sweden and National Agency for Education, “Curriculum for the compulsory school system, the pre-school class and the leisure-time centre (Lpo 94)”, pp.13-14.

■ 十分に計画されている

また、近年の寄付対象プロジェクトは次の図表 3-5-11 の通りで、主に学校建設である。

図表 3-5-11 オペレーション・ア・デイズ・ワークの寄付対象プロジェクト

年	対象国	対象プロジェクト	寄付額 (万クローナ)	参加学校数 (校)	参加人数 (万人)
1998	アンゴラ	難民子弟のための教育	500	223	-
1999	グアテマラ	学校建設	430	184	-
2000	ガーナ	地方での学校建設	470	200	-
2001	ホンジュラス	文化センターと地域における学校建設	510	220	-
2002	ラオス	学校、保育園建設	470	213	7
2003	パラグアイ	学校建設	540	250	8
2004	コンゴ民主共和国	幼児保育センター建設	680	260	8
2005	パキスタンおよび インドネシア	学校改築	630	270	8.4
2006	ルワンダ	難民子弟のための教育	580	260	8

(資料) オペレーション・ア・デイズ・ワーク ウェブサイト (<http://www.operationdagsverke.se/>)

b) 参加者

対象年齢は 12～19 歳である。2006 年の活動参加校はおよそ 260 校で、これは全ての中学・高校の約 10%に相当する。生徒数では約 8 万人であった。

生徒も生徒会役員も、自由意思で当活動に参加する。連合会非加盟で当活動にだけ参加する学校もあれば、連合会加盟ではあるが当活動には参加しない学校もある。学校によって、生徒会員が参加するところも、クラス単位で参加するところもある。

c) 活動内容

参加する生徒は、活動日(1年に1日)に、働くか募金活動をするかのいずれかの方法で寄付金を集める。家庭の経済状態にかかわらず、すべての子どもたちが同じ条件で参加するという理念のため、働いて寄付金を集めるのが原則となっている。

寄付金の集め方は「会社」「家計」「募金箱」「その他」に分類される。「会社」は、地域の小売店などで働くことで、お金をもらうことである。「家計」は家庭の中で窓掃除などの手伝いをするなどで、家族からお金をもらうことである。「募金箱」は、街角でパフォーマンスをして募金を募ったり、グループで劇団をつくり、劇を上演する際に入場料を取ったりすることで、お金を集めることである。このように寄付金の集め方は多岐に渡る。

活動内容と集めた金額を所定の用紙に記入して申告する。各生徒が集めた寄付金は学校単

位でまとめて、生徒会連合会に送る。

2006年の募金額は580万クローナ(約9,860万円)であった。

d) 活動時期

1年のある1日を当活動の活動日とする(2007年は5月7日予定)。

活動日は生徒会連合会が決めるが、その日程が全ての学校に適しているとは限らないので、違う日に行く学校もある。また、学年毎に日を変える場合もある。

当日は学校に行かず、それぞれ寄付金を集める活動を行うが、活動時間は休みではなく、教育時間に数えられる。科目としては、途上国に関する教育という位置づけのため、「社会科」の時間として数えられるⁱ。

参加を希望しない生徒は、活動日には学校で授業を受けることになるⁱⁱ。

e) 事前の活動

活動前には、生徒会連合会が募金先の国についての広報資料(パンフレット、ビデオ等)を作成して学校に送る。こうした経費はスウェーデン開発庁(SIDA)からの広報のための補助金や、継続プロジェクトの残金の利子を充てることで賄っている。

学校では広報資料等を使って、授業の中で募金先の途上国についての学習を行う。また、給食としてその国の料理を出したり、その国のダンスを勉強したりするなど、多角的な学習を行っている学校もある。事前の学習をするほど、生徒も積極的になる。

f) 実施主体

当活動の実施主体は生徒会連合会であり、援助先(援助団体)を決め、活動の広報を行い、集まった募金を管理する。また、援助団体への募金の支払いは6~7回に分けて行い、毎回、プロジェクトの進捗状況について団体に報告を求めている。

一方、各校での活動は各生徒会が中心になって行い、実施日について校長と相談して決定し、各生徒の募金を集めて連合会に送金する。また、生徒会は当活動に限らず、途上国で天災などがあれば、募金活動をよく実施している。

g) 活動を支援する仕組み

生徒が募金額等を申告するための用紙は上下半分に分かれている。上半分には氏名、学校名、金額、活動内容とその種類(会社、家計、募金箱、その他から選択)を記入し、お金を払った人(雇用主)のサインをもらいⁱⁱⁱ、生徒会への報告書類とする。一方、下半分は生徒がサインして、

ⁱ 平成13年度にヒアリングを実施した、ストックホルム市南部のグープエンゲン学校と、ホーカルエンゲン学校の場合。

ⁱⁱ 上記のグープエンゲン学校と、ホーカルエンゲン学校の場合、実際に活動に参加する生徒の比率は、8割~9割前後である。

ⁱⁱⁱ 「募金箱」の場合、雇用主はいないため、サインは不要。

雇用主に渡す。この活動への支払は贈与に当たり、税や社会保険料を支払う必要がないので、その証明として税務署への提出に使われる。

また、集めたお金は郵便為替で各校から生徒会連合会に送られる。この際、90番で始まる郵便為替が使用される。これはスウェーデンにおいて公式に認められた募金活動にのみ使われる番号であり、信用の高さを示している。

(2) 5月の花

子ども達が「5月の花(Majblomma)」と呼ばれる、花の形をした紙製ピンバッジを売って、お金を集め、それを子どものための各種プロジェクトに寄付するという運動で、「赤い羽」運動の原型とも言えるものである。

1) 経緯

5月の花運動は、1907年にBeda Hallbergという女性が、もともとは結核になった子どもの援助を目的に始めたものである。運動は年々盛んになり、他の国にも広がり、スウェーデン国内では1953年に募金額がピークを向かえた。

しかし、1950年代はスウェーデンで福祉が進んだ時期であり、また、1960年には結核のワクチンができたため、活動は次第に縮小した。しかし、活動の対象を結核患者だけでなく、病気や障害を持つ子どもに広げることで、活動は継続した。

1997年以降は、広報を積極化し、子ども達の抱える問題が広く認識されるようになったことから、募金額も参加する子どもの数も増え続けている。

2) 参加者

「花」を売るのは9～12歳の子どもたちである。活動は基本的にクラス単位、学校単位で行う。

3) 活動概要

a) 「花」の販売

毎年4月の中頃、王宮において王女が「5月の花」を購入するセレモニーでスタートし、2週間ほど続く。

子どもたちが、花の形(デザインは毎年変わる)をあしらった紙ピンバッジやステッカーを安い価格で地域委員会から買い取り、それを売って集めたお金を地域委員会に寄付する。「花」の値段は小さいものが10クローナ(約170円)、少し大きいものが20クローナ(約340円)、大きいものが30クローナ(約510円)である¹。平均して1人平均30個ぐらい売る。1907年の運動開始以来、5億1,000万本の5月の花が売られ、2005年には3,840万クローナ(約6億5,280万円)を集め

¹ 平成13年度海外調査時点の現地ヒアリングによると、10クローナの「花」を、20クローナや30クローナで売る子どももいるという。

ている。

b) 学校教育における活用

学校教育においては、お金の計算方法や、他の人にどう話しかけて売ればいいのかなどの教育に、「5月の花」活動が使われている。また、そうした事例を紹介するパンフレットも作成している。

また、花をいくつ買って、いくつ売って、いくつ返したかを報告する書類は、子ども達自身が作成する。

4) 実施主体

全国に900の地域委員会があり、それを中央組織「5月の花連合会」が統括している。

スウェーデンには290の市があるので、各市に平均3つの委員会が存在することになる。これは、地域委員会のメンバーは地域に密着しているので子どもたちのことをよく知っており、何が必要かを理解しているということの意味するⁱ。

1985年からシルビア王妃が後援者となっている。王妃は著名なだけでなく、子どもの問題にも多く携わっており、組織に対する信頼性を高めている。また、Västra Götaland 県知事が5月の花連合会委員長となっているⁱⁱ。

連合会は5名の有給スタッフ(フルタイム)で運営されている。各地の地域委員会は約15,000名のボランティアにより運営されており、有給スタッフはいない。

5) 寄付の対象

募金で集められたお金の使途は下記の通りである。

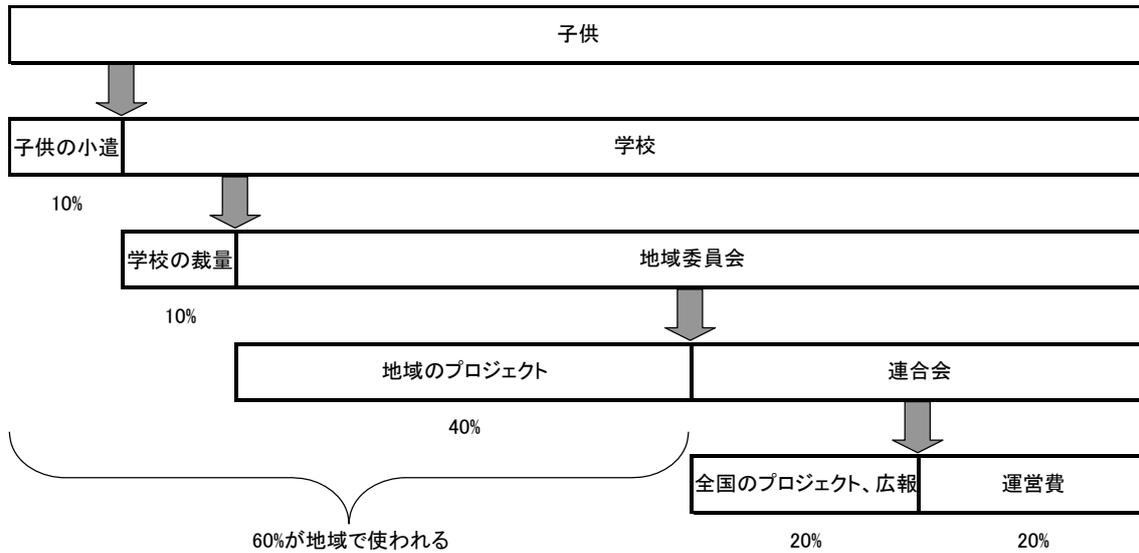
- 40%が地域委員会を通じて、地域のプロジェクトに使われる。
- 10%は子どもが所属している学校のものになる。これも寄付にまわす学校もある。
- 10%は子ども自身のものになる。クラスの旅行費用に寄付する場合もある。
- 20%は連合会のプロジェクトや広報活動に使われる。
- 20%は連合会の事務費、運営費に使われる。

子どもや学校の裁量で使える分とあわせ、募金の60%は地域で使われることになる。

ⁱ 5月の花連合会ウェブサイト(<http://www.majblomman.se/index.cfm/req/pgId=402/lang=sv>)

ⁱⁱ 5月の花連合会ウェブサイト(<http://www.majblomman.se/index.cfm/req/pgId=402/lang=sv>)

図表 3-5-12 「5月の花」における募金の配分



(資料) Majblommans Riksförbund “Barn hjälper barn”、5月の花連合会への聞き取り調査より作成

a) 地域のプロジェクト

各地域のプロジェクトは、基本的には学校におけるプロジェクトが対象で、特別なストレスを持った子どもや、病気がちの子どものためなどに使われる。また、子どものための環境整備にも使われる。例えば、自転車置場設置、障害ある子どもが読み書きする道具の設置、校庭の器具設置、いじめに対するプロジェクト、夏服しか持っていない子どもに冬服を買い与えることなどである。

地域のプロジェクトは、学校等が地域委員会に申請する。地域委員会は協議の上、補助金を出すか否かを決定する。プロジェクトの選定基準のポイントは次の2つである。

- よく考慮されたプロジェクトかどうか。
- 学校自身で実行できるプロジェクトであるかどうか。

地域の実情は地域委員会が一番知っているので、連合会は地域のプロジェクト選定に関与しない。また、使途の決定は、先生や職員だけでなく、生徒会で議論するなど生徒も影響力を行使できるようにしている。

b) 子どもに関する研究の助成

連合会経由で使われるプロジェクトには、各種研究の助成と、連合会が運営する施設の運営費の2つがある。

各種研究の助成については、一年間で約300のプロジェクトが選定され、一つのプロジェクトは3年間ほど続く。

連合会には、教師や児童精神科医等から成る専門委員会があり、そこに寄付を求める研究グループ(国、大学、自治体、教師グループなど)が申請する。この選定基準は下記の通り。

- 対象に児童が含まれる

- 応用研究である
- 学際的である(教師や医師が参加している)
- 新しく行うプロジェクト

研究テーマ例としては、ティーンエイジャーの飲酒問題、交通における子どもの環境、早熟児がどう育つのかの研究、仲が悪くなった子ども達への大人の介入の研究等がある。

また、子どもの状況についての啓蒙活動、講演会、意見発表なども行っている。最近の例として、児童の課外活動費用が上げられる。スウェーデンの義務教育は無料であるが、旅行などの課外活動に費用を取ることは認められている。5月の花連合会では世論調査をして、収入が十分でない家庭にとって、これが大きな負担になっていると意見表明を行った。同時に、児童の代表が各政党に対して、この問題についてどう考えているかのインタビューも行ったⁱ。

c) 施設運営

連合会は「子どもの園」(GALTARÖ)と呼ばれる施設を所有・運営しており、その経費にも寄付が使われる。

「子どもの園」が対象としているのは、社会的に問題のある家庭(親が中毒患者など)の子どもと、ぜん息やアレルギーを持つ子どもである。

前者の場合、地域委員会が利用を申請する。費用の 1/3 は地域委員会、残りを連合会が負担する。対象は9～13歳で、滞在期間は3週間である。

後者の場合、各地域の病院の小児科が利用を申請する。費用の 1/3 は病院を運営している県、残りを連合会が負担する。対象は8～14歳で、滞在期間は2週間である。

6) 活動結果の評価

集めた金額が上位5人の子どもは、その親や教師と共にストックホルムに招待され、王妃に会い、表彰される機会を得る。ここで補助対象となったプロジェクトも紹介され、研究者が子ども達にお礼を言う場にもなっている。

7) 参加者への報酬

子ども達は、集めた額の10%を自分の小遣いとしてもらうことができる(p.235、図表 3-5-12 参照)。

8) 活動の意義

この活動を通して、スウェーデンにおいても様々な問題を持った子ども達がいることを子どもたち自身が知ることができる。同時に、自分達でもできることがあることを、子ども達に認識してもらうことができる。特に前者のために、連合会は「いじめについて」などの小冊子を作成して、学校に配布している。小冊子では「5月の花」の活動についても説明している。

ⁱ 5月の花連合会ウェブサイト(<http://www.majblomman.se/index.cfm/req/pgId=402/lang=sv>)

6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤

(1) 個人の参加を促進するしくみ

1) ボランティア・センター

a) ボランティア・センターとは

ボランティア・センター (frivilligcentraler) とは、主に市ないし市より小さな地区レベルで設立されている、ボランティアのコーディネート組織である。

2005年11月に実施された社会庁による全国調査「スウェーデンのボランティア・センター」ⁱでは、以下の条件を満たすものが、その調査対象となっている。

- ・ ボランティア業務についての広報を行う。
- ・ ボランティアとボランティアの対象との接触の場である。
- ・ 地域におけるボランティア活動の重要性を意識した活動である。
- ・ 組織、グループおよび個人が地区においてボランティア活動を行うための環境を改善するような活動を行う。
- ・ 活動は公的活動および私的活動を補完するものとして機能する。

b) ボランティア・センターの歴史

スウェーデンで最初のボランティア・センターは、1993年にオーrebro市ハガ地区に設立されたもので、市営であった。このボランティア・センターは「財団法人社会活動と動員のためのセンター (Cesam: Centrum för samhällsarbete och mobilisering)」ⁱⁱのイニシアチブで設立されたものであった。Cesamは当時の市連合会と共に、ノルウェーⁱⁱⁱにおけるボランティア・センターの例から学ぶために各市において政治家、管理職および住民団体を対象にセミナーを行い、このセミナーを通じて公的セクターとボランティア団体の協力が模索され、これが最初のボランティアセンターの設立に結びついた。このセンターが他の地区および市のボランティア・センターのモデルともなった。

政府は、1993年から1996年までボランティア活動に対して援助を行ったが、その対象にボランティア・センターも含まれた。行政管理庁は1994年から1995年にかけて、ボランティアセンターの社会経済的効果の報告書を出している。

ⁱ Socialstyrelsen, “Frivilligcentraler i Sverige”, 2007

ⁱⁱ Cesamは、1984年にオーrebro県、オーrebro市およびオーrebro大学の協力プロジェクトとしてスタートし、1993年に財団法人化された。Cesamはその後もオーrebro市や社会省からの補助金を得て、地方のボランティア・センターの設立援助を行い、現在このセンターは県の財団法人として独立採算で運営されている。

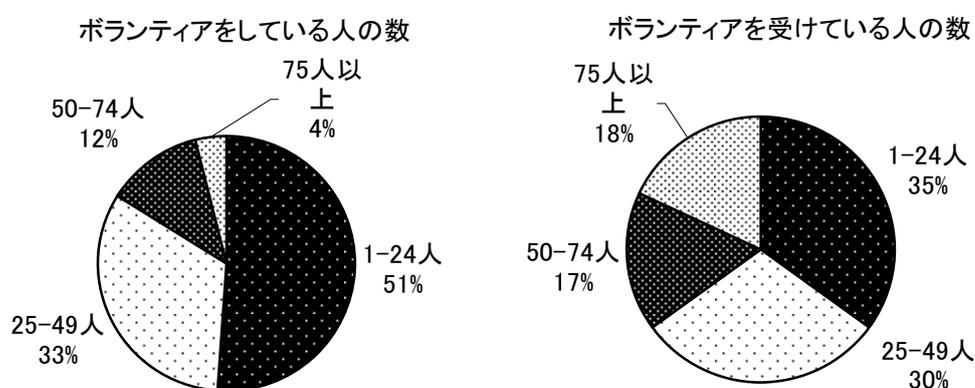
ⁱⁱⁱ ノルウェーでは、ボランティア・センターを地区毎に設置するという「FRISAM」というプロジェクトに取り組んでいる。

c) ボランティア・センターの設置状況と規模

前述の社会庁の全国調査によると、全国で 92 のボランティアセンターがあり、このうちボランティアのコーディネートを行っているのは 69 カ所であった(この 69 カ所が同調査の対象となっており、以下では同調査の調査結果を示す)。スウェーデンには 290 の市があり、センターは市ないしそれより小さい地区レベルで設置されることを勘案すると、ボランティア・センター設立は全国的な動きにはなっていないといえる。

また、ボランティア・センターの規模については、ボランティアの人数が 24 人以下のセンターが 51%、ボランティアを受けている人の人数が 24 人以下のセンターが 35%であり、小規模なセンターが多い。

図表 3-5-13 ボランティア・センターの規模別の比率



(資料) Socialstyrelsen, “Frivilligcentraler i Sverige”, 2007 より作成

d) ボランティア・センターの活動状況

ボランティアの対象は高齢者(100%)がもっとも多く、以下、身体障害者(63%)、精神障害者(50%)、中毒患者(12%)、その他(13%)となっている。センターの活動内容は以下の大きく5つに分けられ、①と②の活動を行っているセンターが70%、①②③が60%、①～④までが20%、5つすべての活動をしているセンターが7%である。

- ①ボランティアと受ける人とのコーディネート(店や郵便局へ行く際の付き添いなど)
- ②センター内における社会的活動(勉強会、講演、宿題の手伝い、会合、体操、ビンゴ、手芸、コーラス、読書など)
- ③センター外における社会的活動(ウォーキング、散歩、ピクニック、外出、サービスハウス内での家族の会合、移民者援助など)
- ④センターが主催する自助グループ
- ⑤その他(電話での助言、調理、パン焼き、クリスマスおよびイースター祭、高齢者施設での読書、散歩、歌、音楽、読書など)

ⁱ 以下に示す比率や順位はボランティア・センターの数による。

ボランティアで一番多いのは高齢者(96%)であり、次いで障害者手当てなどを受けている人(49%)、失業者(31%)、就労者(25%)、学生(22%)の順に多い(その他は7%)。ボランティア確保の手段としては、同じボランティアからの紹介(93%)がもっとも多く、次いでボランティア団体を通じて(49%)、新聞広告(33%)、ホームページ(29%)の順に多い(その他の方法は43%)。また、ボランティアに対して何らかのサポートがあるのが普通で、具体的には、研修、個人指導、グループでの指導などが行われている。

ボランティア・センターの設立や運営等の主体については、以下の通りであり、市とボランティア団体関わっているところが多い。

設立	センターの45%が市のイニシアチブで設立され、さらに40%が市とボランティア団体が協力して設立。
財源	およそ70%が市の財源で運営され、17%が市とボランティア団体の財源、5%がボランティア団体だけの財源。
運営	30%が市の運営、16%がボランティアセンターが独自の協会として運営、10%がボランティア団体の運営。
施設長	ほとんどすべてのセンターに施設長/コーディネータと呼ばれる人がいる。 11%が無給で、その他は有給。一番多いのが市の職員(74%)。

2) ボランティア・ビューロー

ボランティア・ビューロー(volontärbyrån)は2002年秋、ストックホルム市の援助でパイロットプロジェクトとしてスタートしたものであり、その活動はボランティアとボランティア団体ⁱとのインターネット上のマッチング・サイトⁱⁱの運営である。ビューローは2003年から「社会活動のためのフォーラム」によって運営され、現在、10市と一部の民間会社から援助を得ている。

活動開始以来、ビューローはすでに719団体に対しておよそ1万件のマッチングを行っており、2,400件のボランティア活動に結びついている(2007年2月現在)。マッチングされた場合、その情報はボランティア団体に送られ、ボランティア団体自身がインタビューしてボランティアを選ぶことになる。

利用者は13歳から79歳まで幅があるが、中心は15～35歳(64%)である。また、72%がボランティアをするのは初めてである。73%が就労している人か学生、69%が大学教育を受けている。男女別では圧倒的に女性が多く、男性はわずか17%である。

活動分野は多岐にわたっていて、児童/青少年、女性問題、移民者/難民、国際問題、ホームレス、動物愛護、犯罪被害者などが多い。

ビューローはいくつかの団体と協力している。例えば2007年にはスウェーデン教会と協力して、教会のネットワークを通して教会のメンバーがボランティア先を見つけられるようにする予定であ

ⁱ 利用しているのはボランティア団体だけではない。例えば、市が高齢者のための読書の手伝い、学校における宿題の手伝いあるいは難民ガイドを探す場合もある。

ⁱⁱ <http://www.volontarbyran.org/index.php>

る。

ビューローはマッチングサイトを運営する傍ら、年に 2 回ボランティア団体のボランティア・コーディネータを対象に研修を行ったり、ボランティア活動のためのガイドラインも出しているⁱ。

3) その他の仕組み

スウェーデンではボランティア活動は余暇活動の一種と考えられるため、進学や就職、奨学金支給の際に、ボランティア活動経験が考慮されることはない。

ボランティア保険については、専門の保険はない。ただし、スウェーデンでは団体傷害保険が普及しており、各団体がそうした保険を利用している。ボランティア・センターの報告書によると、4 分の 3 のセンターが保険をかけている(保険をかけるのは市あるいはセンター)。また、ボランティア・ビューローのガイドラインⁱⁱにおいては、傷害保険に加えて責任保険(ボランティアがボランティア対象者に何らかの損害を与えた場合に支払われる)が結ばれるべきとしている。

また、同ガイドラインは、ボランティア活動は保険などの権利および秘密保持などの義務について合意書を結ぶべきであるとしている。ボランティア・センターのおよそ 4 分の 3 は、秘密保持の説明がされるか、ボランティアが秘密保持確約の書類にサインをしているⁱⁱⁱ。

(2) ボランティア活動の場である NPO 等の団体を支援するしくみ

1) 税制上の優遇措置

スウェーデンでは非営利組織(NPO)への税制上の優遇措置はない。

2) 社会活動のためのフォーラム

1993 年に、赤十字や教会系の NPO が中心となって「社会活動のためのフォーラム(Forum för Socialt arbete)」と名付けられた理念的団体法人が設立された。現在、フォーラムには赤十字などのボランティア団体 33 団体が加盟し、およそ 10 市が投票権のない準メンバーとなっている。会員になる条件として以下の点が上げられている。

- ・ 理念的団体法人、協会あるいは財団法人であること。
- ・ 自発的社会活動を行っていること。
- ・ フォーラムの目的に賛同すること。
- ・ 会費を支払うこと。
- ・ 民主主義、言論の自由を守ること。
- ・ 全国組織か独立組織であること

フォーラムの目的は自発的社会活動を行うための条件の改善、メンバー組織の発展である。フ

ⁱ ガイドラインは、フォーラム、労働組合および経営者団体との協力の下につくられた。

ⁱⁱ Volontärbyrån, "Rekommendationer och riktlinjer för volontärverksamheter", 2003.

ⁱⁱⁱ Socialstyrelsen, "Frivilligcentraler i Sverige", 2007

フォーラムは自発的社會活動を行っている団体のセンターとして機能し、フォーラム自体はボランティア活動をしてはいない。

3) 財団法人募金コントロール

ボランティア団体の大事な活動の一つは募金である。1943 年以降、募金のコントロールは経営者連盟の調査委員会によって行われていた。1980 年よりこれが改革され、募金コントロールは新しくできた財団法人募金コントロール(Stiftelsen för insamlingskontroll)が受け持つこととなった。

この財団法人は経営者連盟、サラリーマン労組(TCO)、大卒者労組(SACO)、ブルーカラー労組(LO)、会計士事務所協会(FAR)により設立された。

この財団法人の主要な業務は二つある。

第一に特定振替番号の配布である。スウェーデンでは、募金のために 90 で始まる銀行振替口座あるいは郵便振替口座を持つことは重要な意味を持ち、この口座を持っていることは募金が正しく使われているという証明でもある(後述するようにチェック機能が働いているため)。郵便局および銀行との契約に基づいて、これらの口座番号の配布を行っているのがこの財団法人である。2005 年末で、388 の団体が 474 の振替口座を得ているⁱ。この口座を得るには以下の条件を満たさなければならない。

- ・ 募金を行う団体は人道的、慈善的、文化的あるいはその他の公益活動を目的とし、政治的に中立でなければならない。
- ・ 募金団体は法人で、関係当局に登録されなければならない。
- ・ 募金額の最低 75%を目的の事業に使う。

第二の業務は募金のコントロールである。具体的には募金総額の決定およびその 75%が直接の援助に使われているかどうかのチェックを行う。財団に提出された報告書と各団体独自の決算報告書がチェックされ、特に事務費が多い団体については、さらに特別調査を行う。

2005 年度の募金総額はおよそ 48 億クローナ(約 816 億円)であるⁱⁱ。他に、セカンドハンドの衣服の販売、贈与もあり、これを含めるとおよそ 53 億クローナ(約 901 億円)になる。対象団体の収入総額は、募金を含めて 111.6 億クローナ(約 1,897 億円)であり、一般からの募金などは収入の 48%を占める(このほか、公的機関からの補助が 30%、法人からの補助が 3%、その他ⁱⁱⁱが 19%)。また、総収入のうち、直接の目的に使われているのは 88%、事務費が 6%であり、募金総額(セカンドハンドの衣服の販売、贈与も含む)に占める事務費の割合は 12%である。^{iv}

ⁱ Stiftelsen för insamlingskontroll, "Årsredovisning för år 2005", 2006

ⁱⁱ インド洋における津波災害のため、前年度比 40%の増加。

ⁱⁱⁱ 対象には教会が含まれているため、その他の収入のうち 64%は教会会費である。

^{iv} 財団法人募金コントロール ウェブサイト(<http://www.insamlingskontroll.a.se/>)

参考 学校制度の概要

1) 義務教育・高校・大学

義務教育は、7歳～16歳までの総合基礎学校(Grundskolan)が中心である(親が希望する場合は6歳で入学することも可能ⁱⁱ)。このほか、サーメ人学校ⁱⁱⁱ、特別学校(視聴覚障害児)、学習困難児学校もある。なお、私立の学校に通う児童は3%である。

基礎学校卒業生の95%は、3年制の総合制高等学校(Gymnasieskolan)に入学する。高校入試には入学試験はなく、基礎学校8年および9年でつけられる成績(絶対評価)が入学許可判定の基礎とされる。総合制高等学校では全国共通の17の専攻コース(「ナショナル・プログラム」)が用意されているが、そのうち15は職業関連のプログラム、残り2つは社会科学と自然科学のプログラムである。このほかにも、各市レベルで地域の実情に応じたコースを設けることができる。

大学はuniversitetとhögskolaの二種類があるが、一般には区別して考えられない。高校卒業者の2割が、卒業3年以内に大学に進学する。大学入試の際にも試験は行われず、原則として高校段階の成績による。ただし、高校には行っていないものの職業経験のある大人に対しては、大学教育を受ける適正があるかどうかを判断する「大学テスト」の成績などが判定の基礎となる。

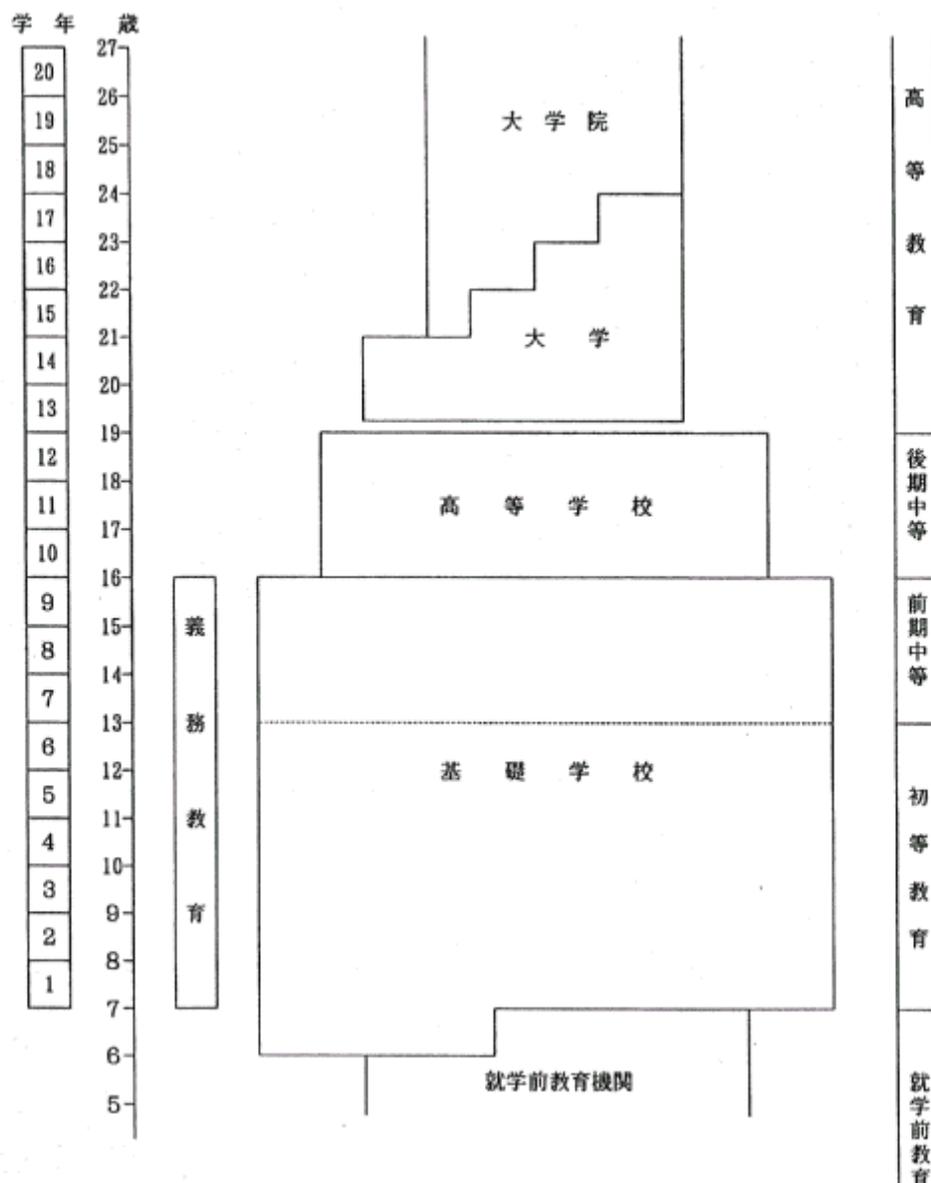
義務教育と公立学校の無月謝が法律で定められており、基礎学校では教科書、教材、給食も無償である。高等学校では教科書、教材は自己負担であり、学校給食は無料としている市がほとんどである。

ⁱ 学校庁ホームページ(<http://www.skolverket.se/english/system/compulsory.shtml>)、Skolverket, “education for all: the swedish education system”、The Swedish National Board for Youth Affairs, “Young Sweden: The Swedish National Board for Youth Affairs 2001”、三瓶恵子「教育制度」(岡沢憲英・宮本太郎編『スウェーデンハンドブック』1997年所収) pp.181-188、文部省編『諸外国の学校教育: 欧州編』、pp.2-7より。

ⁱⁱ このほか、市は6歳児全員をプレスクール学級(förskoleklass)に最低525時間受入れることが義務づけられている。国立教育政策研究所生涯学習政策研究部『スウェーデンの地域子育て支援システム』2001年、p.26。

ⁱⁱⁱ サーム人とは、スカンジナビア半島北部のいわゆる「ラップランド」に居住する少数民族。

図表 3-5-14 スウェーデンの学校教育



(資料) 文部省編『諸外国の学校教育: 欧米編』1995年、p.3

2) 成人教育ⁱ

スウェーデンは伝統的に、成人教育についても力を入れている。代表的な成人教育のための制度に「学習サークル」、「国民高等学校」、「市の成人教育」がある。

学習サークル(studiecirklar)は、政党、労働組合、大学等を主体とした11の公認団体ⁱⁱが、全国各地で通常週1、2回、2時間程度の学習をするコースを用意しているものである。活動の場としては、独自の教室を持っている場合もあれば、市の集会所や学校の教室を利用している場合も

ⁱ 三瓶「教育制度」pp.190-192、中島博「生涯教育システム」(岡沢憲英・奥島孝康編『スウェーデンの社会』1994年所収)pp.113-116より。

ⁱⁱ 社民党系の労働者教育協会(ABF)が最大。このほか自由協会学習連盟(FS)、スポーツ教育連盟など

ある。

国民高等学校 (Folkhögskola) は「国民高等学校法」に基づき、労働組合、教会、県委員会、禁酒運動連盟、その他の非営利団体によって運営されている。18 歳以上であれば誰でも入学できる。大部分は都市から離れてあり、寄宿制を採っているが、通う人も多い。スウェーデンには 136 校の国民高等学校がある。

学習サークル団体および国民高等学校には、国民啓蒙審議会 (Folkbildningsrådet) により国庫補助金が分配される。国庫補助があるコースでは、生徒は比較的低額の参加費を払えばよい。

市の成人教育 (KOMVUX: kommunala vuxenutbildning) は、成人に達しているにもかかわらず、就学できなかった者を対象とするものである。学校教育制度の改革により生じた、世代間の教育格差を是正するために 1968 年に始まった。現在では、成人が新しい公教育制度へいつでも戻てくることができるよう、補完コースを用意するという意味合いが強くなっている。運営は各市であり、1994/1995 学年度から、一般の基礎学校・高校と共通のカリキュラムが適用されるようになった。また、場所も同じところで行われることが多く、施設や教師が両方に活用される。基礎学校コース、高校コース、職業指導コースの 3 つに分けられる。

このほか、25 歳以上で 4 年以上の労働経験があれば、大学に入るための特別入学資格を得ることができる (労働経験大学入学制度)ⁱ。

3) カリキュラムⁱⁱ

教育課程基準は教育法 (Skollag) とナショナル・カリキュラムⁱⁱⁱおよびシラバス^{iv}により示されている。いずれも国会で採択され、法的拘束力を有する。教育法は教育の一般原則、ナショナル・カリキュラムは教育全般の具体的目標、シラバスは教科毎に習得すべき知識・技能を示している。

基礎学校の場合は、各科目の最低履修時間も定められている。ただし、学年毎の時間は定められておらず、第 5 学年修了時と第 9 学年修了時までの到達目標のみが示される。

それらに基づき、各市が教科毎の時間数や 1 時限の長さ、年間の総授業時間などの具体的な時間割基準を決定する^v。その枠内で各校の学校長が教師その他のスタッフと協議の上、授業の進め方を決める。

カリキュラム策定は教育科学省 (Utbildningsdepartementet) が行うが、監督機関は学校庁であり、

ⁱ 高島昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』1997 年、p.15。

ⁱⁱ 学校庁前掲ホームページ、Skolverket, “education for all: the swedish education system”, 文部省編『諸外国の学校教育: 欧州編』pp.3-7、澤野由紀子「スウェーデンにおけるカリキュラム改革と『社会科』の位置づけ」(『社会科教室』1997 年 13 号所収)、p.22 より。

ⁱⁱⁱ 義務教育は“Curriculum for the compulsory school system, the pre-school class and the leisure-time centre (Lpo 94)”。

高校等は“Curriculum for the Non-Compulsory School System (Lpf 94)”。

^{iv} 義務教育は“Syllabuses for the compulsory school” Skolverket 2001。

高校は“Programme manual: Programme goal and structures, core subjects, subject index for upper secondary school” Skolverket 2001

^v 川上邦生『あなた自身の社会』の周辺 (アーネ・リンドクウィスト、ヤン・ウェステル著、川上訳『あなた自身の社会: スウェーデンの中学教科書』1997 年所収) p.191。

別組織となっている。また、基礎学校と高等学校を直接管轄するのは各市である。

図表 3-5-15 総合基礎学校の教育課程

教科	授業時間数の下限
芸術教育	230
家政科学	118
体育・保健	500
音楽	230
工芸(織物、木工、金工)	330
スウェーデン語	1,490
英語	480
数学	900
地理、歴史、宗教、公民	885
生物、物理、化学、テクノロジー	800
第二外国語	320
選択科目	382
計	6,665
学校の裁量(内数)	600

(注) 授業時間数は9年間の合計。1単位時間は60分。

(資料) 学校庁ホームページ(<http://www.skolverket.se/sb/d/354/a/959>)
(日本語訳は文部省編『諸外国の学校教育:欧米編』1995年を参考にした)